

公民連携指針（仮）について

1 これまでの取組

市では、より効率的・効果的に行政サービスの提供や行政運営を行うため、「アウトソーシング推進に関する指針」を策定し、業務委託や、指定管理者制度の活用など、積極的に外部の持つ専門的な知識やノウハウを取り入れアウトソーシングを推進。

2 公民連携指針（仮）の策定により更なる民間活力の導入を検討

積極的にアウトソーシングを進める中、人口減少や少子高齢化、市民ニーズの多様化により、行政に求められる役割はこれまで以上に複雑・高度化しており、必要な行政サービスを持続的に提供するためには、一層の民間活力が必要となることから、これまでのアウトソーシングの考え方を含んだ、民間との連携に係る基本的な考え方を示した「公民連携指針（仮）」を令和6年度に策定予定。

3 アウトソーシングの推進に関する指針と公民連携指針（仮）

■アウトソーシングの推進に関する指針

主な項目	主な内容
アウトソーシングの手法	①民営化 ②業務委託 ③指定管理者制度 ④PFI
アウトソーシングに関する基本的な考え方	（視点）・市民サービスの質の維持・向上 ・コストの縮減 （観点）・地元企業への発注 ・協働によるまちづくりの推進
アウトソーシング検討の手順	ステップ1：事務事業の必要性の検討 社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえて点検、事務事業自体の必要性が失われているものは廃止を検討 ステップ2：民営化の可能性の検討 市が実施主体として事務事業を継続していく必要性が失われ、又は薄れているものについては、民間への移譲（民営化）を検討 ステップ3：外部委託・外注化の可能性の検討 業務の内容やアウトソーシングの各手法の特性に応じて、直営による実施も含めてどの手法が適切か検討 ※アウトソーシングに係る事務事業の点検フロー図
アウトソーシングの方向性（契約後の留意事項）	アウトソーシング効果の検証と見直し ・サービスの質や委託コストの妥当性など、その効果を定期的に検証、必要に応じてアウトソーシングする事務事業の内容や委託コストなどを見直し ・委託コストの上昇や業務改善意欲の低下などの弊害を防止するため、最も効率的・効果的なアウトソーシング先となっているかどうかを検証、必要に応じて、競争入札などの競争性、公平性、透明性が確保できる契約手続きによりアウトソーシング先を選定

■公民連携指針（仮）調整中 ※アウトソーシング指針に関連する内容のみ抜粋

主な項目	主な内容
公民連携の手法	<民設公営>DB方式、リース方式 など <公設民営>指定管理者制度、民間委託 など <民設民営>PFI方式、DBO方式、民営化 など <業務委託>ソフト事業等のアウトソーシング など
基本的な考え方（公民連携の目的）	（1）質の高い公共サービスの提供 （2）財政負担の軽減・財源の確保 （3）新たな事業機会の創出・地域経済の活性化 （4）地域課題の解決
公民連携の進め方（公民連携の活用検討）	公民連携の実施 ・地域経済活性化と地域での雇用の場の確保の観点を踏まえ、公民連携の原則、公民連携による効果の最大化及び適正な予算の執行に留意しつつ、市内事業者への発注に配慮 ・事業着手後においても、サービスの質やコストの妥当性など、その効果を定期的に検証、必要に応じて事務事業の内容などの見直しを行い、より効果的な事務事業の実施
民営化の判断基準	ア 法令等の改正や市民ニーズの変化等により、市が主体となつて行う必要性が失われ、又は薄れているもの。 イ 民間によって、同種のサービスが提供されていて、市が主体となって実施しなくても、十分なサービスの量や質が継続して確保されるもの。 ウ 市場原理、民間の活力等の活用により、効率性とサービスの向上が期待できるもの。 エ 事業実施に伴う収入が見込まれ、民間の経営努力により採算がとれるもの。 ※公民連携の対象事業の判定フロー図

公民連携指針（仮）について

(1ページ目つき)

■アウトソーシングの推進に関する指針

主な項目	主な内容
アウトソーシング導入の判断基準	<p>アウトソーシングの導入の検討を行う際には、下記の項目についてそれぞれ検証を行い、導入の可否を総合的に判断。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市民サービスを低下させることはないか。 イ 各種法令に適合しているか。 ウ 競争性、透明性、公平性を持った契約手続きが行えるか。 エ 安定的に業務の遂行が可能か。 オ 経費の増加にならないか。 カ 責任の所在は明確か。 キ 個人情報等に関して情報管理が確実に行えるか。 ク 事故発生時など緊急時の対応は可能か。 ケ 現在従事している正職員を別の分野で活用できるか。
アウトソーシング除外業務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法令上行政職員が直接実施することとされているもの (2) 許認可等の公権力の行使に該当するもの（指定管理者が行う施設の使用許可等は除く） (3) 政策・施策の企画立案・調整・決定など、市自ら判断する必要があるもの (4) 公平・公正の確保、個人情報保護のため、市が自ら実施しなければならないもの
アウトソーシングの方向性	<ul style="list-style-type: none"> 1 民営化 判断基準、留意事項を記載 2 外部委託・外注化 業務委託、指定管理者制度、PFIのそれぞれの方向性を記載 契約にあたっての留意事項、契約後の留意事項を記載

■公民連携指針（仮）調整中 ※アウトソーシング指針に関連する内容のみ抜粋

主な項目	主な内容
公民連携の進め方（公民連携の活用検討対象事業）	<p>ハード事業、ソフト事業に関わらず幅広い分野を公民連携の対象。ただし、法令等により市が直接実施する必要がある事務事業や緊急に実施する必要がある事業、許認可など公権力の行使に当たる事務事業、本市の重要な政策等の企画立案、条例制定等の業務などは対象外。</p> <p>また、公民連携を検討するうえで、次の観点も踏まえて活用可否を総合的に判断。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市民サービスを低下させることはないか イ 各種法令に適合しているか ウ 安定的な業務の遂行が可能か エ 単なる経費の増加となっていないか オ 個人情報等の情報管理が確実に行えるか カ 事故発生時など緊急時の対応は可能か
民営化の判断基準の中で整理	P1参照
公民連携の進め方の中で整理	P1参照

市役所内外において、これまで以上に
公民連携に対する理解と認知を強化

4 アウトソーシングによる主な成果

- 総合サービスを活用した給食調理業務（小・中16校、こども園・保育所6施設）や放課後児童クラブ運営業務（11施設）、上下水道お客様センター業務、間人・佐濃診療所医療事務業務、此代トイレ清掃作業等の委託
- 指定管理者制度の活用による公の施設の運営管理等業務（48施設）
- 保育所の民営化（公設民営化保育所1保育所、民設民営保育所3保育所）
- その他業務委託（施設の管理運営業務や事務事業の委託）

5 公民連携指針（仮）に一本化

今後は、「公民連携指針（仮）」に基づき、より質の高い公共サービスの提供や財政負担の軽減等につながるよう、民間との連携を深め「新たな事業分野」、「新たな事業手法」により公民連携をさらに推進していくこととし、「アウトソーシング推進に関する指針」については「公民連携指針（仮）」に一本化。